

事業者は 市・県民税特別徴収の実施を

市・県民税の特別徴収とは、会社などの事業者が、所得税の源泉徴収と同じように、市・県民税の納税義務者である従業員に代わって、毎月従業員に支払う給与から市・県民税を徴収（差し引き）し、納入する制度です。

給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として市・県民税の特別徴収を行うこととされており、広島県と県内全市町で適正実施に取り組んでいます。

特別徴収にすると、従業員の方が金融機関に向いて納税する手間が省けたり、納期が年12回なので普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくなったりするなどのメリットがあります。

個人住民税の特別徴収に関するお問い合わせ

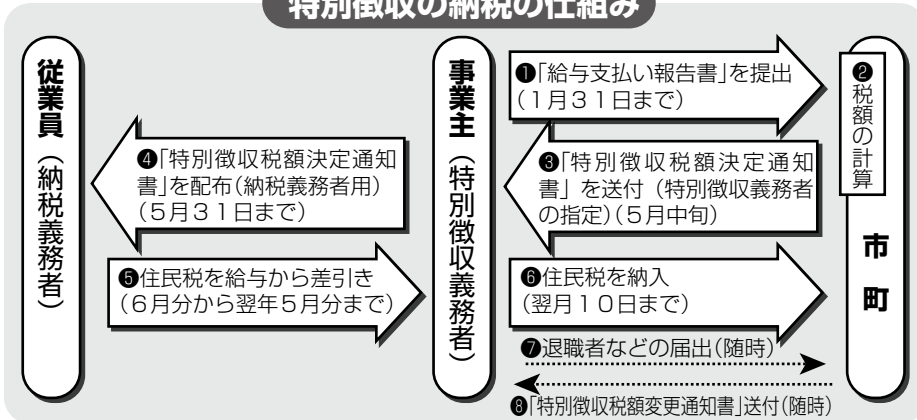
広島県総務局税務課

☎082-513-2329

市税務課市民税係

☎0824-73-1146

特別徴収の納税の仕組み



安心・安全な毎日のために

住宅には必ず住宅用火災警報器を設置してください

庄原消防署 ☎0824-72-9911
東城消防署 ☎08477-2-4005

平成23年6月1日から、すべての住宅で住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。住宅用火災警報器は、煙を感知して警報ブザーや音声などで火災を知らせてくれるので、火災の早期発見に大変有効です。設置してないご家庭は、火災から尊い命や財産を守るために一日も早く設置しましょう。

■正しい場所に設置を

- ①すべての寝室に必要です。
- ②2階に寝室があれば、階段にも必要です。
- ③寝室がなくても、その階に居間が5室以上あれば廊下または階段に必要です。

住宅用火災警報器が奏功した事例

- ①寝る前にタバコを吸ってしまったが、住宅用火災警報器が鳴って目が



覚め、煙が出ていた布団に水をかけて消火。大事に至らなかった。

- ②風呂の空きだきによる煙を住宅用火災警報器が感知し、その警報音に付近の住民が気付き、火災を未然に防いだ。

■設置した住宅用火災警報器は維持管理を

- ①定期的にお手入れしてください。住宅用火災警報器に「ほこり」や「くもの巣」などがつくと、誤って警報を発したり、煙を感知しにくくなったりすることがあります。
- ②電池交換時期を確認しましょう。